

戸籍届書を出される方へ

- 夜間・休日窓口にて提出された戸籍の届出書については、後ほど職員が内容確認し、不備等がなければ受理します。
- 届出後、戸籍謄本等を交付できるまで、日数を要します。（本籍地が玉野市以外の場合は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。）
- 戸籍届出（出生・婚姻・離婚・養子縁組・入籍・死亡など）により、住民票・保険・年金等の手続きが別途必要になることがあります。

【例】住民票：住民異動届の手続きをしなければ、戸籍届だけでは住所・世帯主の変更はされません。

各種保険：どなたかの扶養に入る（または扶養から外れる）場合など、加入している保険者へ異動届が必要になる場合があります。

各種年金：異動届が必要になる場合があります。

各種手当：支給対象者が変更になることで、手続きが必要になる場合があります。（児童手当など）

詳しくは、各担当課にご相談ください。

※この他にも、公的・民間を問わず、数多くの制度がありますので、

ご自身でよく確認のうえ、もれなく手続きをお願いします。